

マルナカ栗林南店 (No.1060)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年7月15日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 マックスバリュ西日本株式会社 住所 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号																																								
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 マルナカ栗林南店 所在地 高松市西ハゼ町清水29番地6 外																																								
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名																																								
	<b>【変更前】</b>																																								
	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社 マルナカ</td><td>高松市円座町1001番地</td><td>齋藤 光義</td><td></td></tr><tr><td>株式会社 大創産業</td><td>広島県広島市西条町大字吉行字向1番地の60</td><td>矢野 博丈</td><td></td></tr><tr><td>株式会社 宮脇書店</td><td>高松市丸亀町4番地8</td><td>宮脇 富子</td><td></td></tr><tr><td>敷島パン株式会社</td><td>愛知県名古屋市東区白壁五丁目3番地</td><td>盛田 慶吉</td><td>H24以前退店</td></tr><tr><td>株式会社 池田時計店</td><td>徳島県徳島市新町橋一丁目11番地</td><td>吉村 彰介</td><td>H24以前退店</td></tr><tr><td>株式会社 タカラブネ</td><td>京都府久世郡久御山町大字佐山小字双栗37番地1</td><td>新開 純也</td><td>H25.9.23退店</td></tr><tr><td>株式会社 キタムラ</td><td>高知県高知市本町四丁目1番16号</td><td>北村 正志</td><td>H24以前退店</td></tr><tr><td>株式会社 ジャスフオート</td><td>東京都千代田区神田錦町一丁目1番地</td><td>本田 進</td><td>H24以前退店</td></tr><tr><td>東宝物産株式会社</td><td>さぬき市鴨庄3029</td><td>東 博夫</td><td>非物販のため、削除</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	株式会社 マルナカ	高松市円座町1001番地	齋藤 光義		株式会社 大創産業	広島県広島市西条町大字吉行字向1番地の60	矢野 博丈		株式会社 宮脇書店	高松市丸亀町4番地8	宮脇 富子		敷島パン株式会社	愛知県名古屋市東区白壁五丁目3番地	盛田 慶吉	H24以前退店	株式会社 池田時計店	徳島県徳島市新町橋一丁目11番地	吉村 彰介	H24以前退店	株式会社 タカラブネ	京都府久世郡久御山町大字佐山小字双栗37番地1	新開 純也	H25.9.23退店	株式会社 キタムラ	高知県高知市本町四丁目1番16号	北村 正志	H24以前退店	株式会社 ジャスフオート	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	本田 進	H24以前退店	東宝物産株式会社	さぬき市鴨庄3029	東 博夫	非物販のため、削除
	名称	住所	代表者氏名	備考																																					
	株式会社 マルナカ	高松市円座町1001番地	齋藤 光義																																						
	株式会社 大創産業	広島県広島市西条町大字吉行字向1番地の60	矢野 博丈																																						
	株式会社 宮脇書店	高松市丸亀町4番地8	宮脇 富子																																						
	敷島パン株式会社	愛知県名古屋市東区白壁五丁目3番地	盛田 慶吉	H24以前退店																																					
	株式会社 池田時計店	徳島県徳島市新町橋一丁目11番地	吉村 彰介	H24以前退店																																					
	株式会社 タカラブネ	京都府久世郡久御山町大字佐山小字双栗37番地1	新開 純也	H25.9.23退店																																					
	株式会社 キタムラ	高知県高知市本町四丁目1番16号	北村 正志	H24以前退店																																					
	株式会社 ジャスフオート	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	本田 進	H24以前退店																																					
	東宝物産株式会社	さぬき市鴨庄3029	東 博夫	非物販のため、削除																																					
	<b>【変更後】</b>																																								
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>住所</th><th>代表者氏名</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>マックスバリュ西日本株式会社</td><td>広島県広島市南区段原南一丁目3番52号</td><td>平尾 健一</td><td>R3.3.1 合併による小売業者の変更</td></tr><tr><td>株式会社 大創産業</td><td>広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号</td><td>矢野 靖二</td><td>H16.3.1 住所変更 H30.3.1 代表者変更</td></tr><tr><td>株式会社 宮脇書店</td><td>高松市丸亀町4番地8</td><td>宮脇 範次</td><td>H20.1.25 代表者変更</td></tr><tr><td>株式会社白寿 生科学研究所</td><td>東京都渋谷区富ヶ谷一丁目37番5号</td><td>原 昭邦</td><td>R2.8.1 入店</td></tr></tbody></table>	名称	住所	代表者氏名	備考	マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	R3.3.1 合併による小売業者の変更	株式会社 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	H16.3.1 住所変更 H30.3.1 代表者変更	株式会社 宮脇書店	高松市丸亀町4番地8	宮脇 範次	H20.1.25 代表者変更	株式会社白寿 生科学研究所	東京都渋谷区富ヶ谷一丁目37番5号	原 昭邦	R2.8.1 入店																					
名称	住所	代表者氏名	備考																																						
マックスバリュ西日本株式会社	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一	R3.3.1 合併による小売業者の変更																																						
株式会社 大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二	H16.3.1 住所変更 H30.3.1 代表者変更																																						
株式会社 宮脇書店	高松市丸亀町4番地8	宮脇 範次	H20.1.25 代表者変更																																						
株式会社白寿 生科学研究所	東京都渋谷区富ヶ谷一丁目37番5号	原 昭邦	R2.8.1 入店																																						
変更の年月日	上記備考欄のとおり																																								
変更する理由	上記備考欄のとおり																																								

2 届出年月日 令和3年6月23日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課  
縦覧期間： 令和3年7月15日から令和3年11月15日まで

4 意見書の提出

マルナカ栗林南店 (No.1060)

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和3年11月15日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号  
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ